

3 不適合工事

⑭ 不適合工事とは

工事検査通信 No.14

発行：H28年7月13日

出納局 工事検査課



主任、とうとう来週は、工事検査です。
何か緊張します。

きちんと現場が出来ていれば、心配ないよ。
俺らは、現場が勝負なんだから。



不適合工事にならないようにと、考えっちゃうんですよ。
主任、不適合のこと教えてください。

不適合ねえ。
俺も一回だけあったんだ。経験者はあんまり居ないね。
県全体で、年間に10件程度だったと思うよ



それで、どんな時に不適合になるんですか？

それも、工事検査実施要綱の
第10条か、第11条あたりになかったかな？



またまた、要綱ですね。
……ええと、第11条に書いてありました。

ちょっと見せてごらん。
そうそう、契約に適合しないと不適合だね。



何か回りくどい言い方ですね。
「ダメなものはダメ」ということですよ。

工事検査では、工事の目的物が、発注者と受注者の
『契約どおりに出来ているかどうか』を調べるんだから、
契約に適合しているか、適合していないのかが問題なん
だ。



回りくどさが増したようですけど。

どんなものを作るかは、発注者が決めるんだよ。
検査員が、判断するものではない。
検査員は、受注者が契約どおりに行ったかどうかを確認する訳よ。



はい・・・？
具体的に言ってくれませんか？

例えば、
6cm厚のアスファルト表層工を作る契約にもかかわらず、
舗装設計施工指針だと、5cmでいいことになっているからといって、
5cmを目標に工事をして規格値内に仕上げたら、
契約の6cmと合致していないから、不適合になってしまう。
受注者は、おかしいと思ったり、現地と設計図書に
相違を発見したときは、監督員に協議しないとイケないよ。
単なる間違いでなかったら、特別な理由があるはずだね。
協議の結果で契約変更になったら、それはそれで良い事。



なるほどです。
目的物は、発注者が何らかの判断で決めて発注はしていますが、
おかしいと思ったら、よ〜く確認しあって、
協議書として残すということですね。

工事は、仕様書に則ってやるのが契約書に書いてあるけど、
何か特別の理由があって、共通仕様書とは違うことを
協議で決めてあれば、それが契約だからね。



共通仕様書で「使えない」としている材料を、
承認願いでOKにすれば、使えちゃうんですか？

発注者も受注者も、
気が付かないで使用したのが、良い訳ないよ。
何かしらの合理的な理由で協議して決めたのと、
単に見逃したのでは、全く違うよ。



そうなんでね。

何でもかんでも、共通仕様書だけで良いとは
限らないことは、分かっただろう。



分かりました。
工事検査では、現場と何を対比するのか整理したいです。

それは、次回にしよう。



●本日のポイント

契約に適合していないと、不適合工事になります。
共通仕様書等に合致しなくても、合理的な理由で定めたものは、それが契約です。

【関係資料】

- ・工事検査実施要綱

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/159562.pdf>

【登場人物の設定】

○福島県出先の某発注機関



： 的丸(ママル) 主任



： 浩二(コウジ) 技師